

市民意見募集(パブリックコメント)結果

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市文化芸術基本条例（案）の概要について
受付期間	平成31年2月13日～平成31年3月14日
ご意見の件数	11名・11件 ※記述内容の変更に関するもの 2件 ※基本計画策定時や今後の施策展開に生かすべきもの 9件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	基本理念に、「年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境を整備します。」とありますので、団体の独自の文化をご理解いただき、補助金の対象経費について、会場その他借上料、舞台技術料、印刷製本費、通信運搬費、著作権料だけでなく、もう少し幅広い解釈をもって、今後ともご支援賜りたく存じます。	条例は、市の文化芸術施策の推進に当たっての基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、いただいたご意見は、今後、具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。
2	条例の構成③基本施策について、一つ一つが具体的にどのようにしていくか分かりかねます。	基本施策については、市の文化芸術に関する施策について基本的な事項を示すものとして位置付けておりますので、具体的な取組については、条例制定後の文化芸術推進基本計画に記載し、総合的、計画的に施策を展開してまいります。
3	日本の独特であり伝統である盆栽を工芸として表現している紀州民芸盆栽の発展と技術の伝承の為に若い世代の中学生、高校生に課外授業としてその機会を作って頂きたく切に願うものです。	条例は、市の文化芸術施策の推進に当たっての基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、いただいたご意見は、今後、具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。

4	<p>ある程度は仕方がないですが、全体に文章（単語も）を平易にされた方が良いかと思いません。（特に①の基本理念）</p>	<p>ご意見の内容を尊重し、基本理念の規定について平易な文章になるよう検討します。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の構成①基本理念の3項目目中「環境を醸成すること」から「環境を<u>継続的に</u>醸成すること」に下線部を追加する。 ・ 条例の構成①基本理念の7項目目中「感性を育むことを旨として関係者相互」について「感性を育むことを旨として、<u>長期的な視点に立って</u>関係者相互」に下線部を追加する。 ・ 条例の構成②役割の市の1項目目中「総合的かつ計画的に推進します。」から「総合的かつ計画的に推進する<u>責務を有します。</u>」に下線部を追加する。 ・ 条例の構成④文化芸術推進基本計画に次の項目を追加する。 「文化芸術施策を推進する為の必要な環境・体制（ex、推進会議、審議会など）の整備を行う。」 ・ 条例の構成③基本施策に12項目ありますが、いずれももう少し具体的な内容が欲しいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本条例におきましては、和歌山市の文化芸術が将来にわたり継承及び発展されるよう考案された条例であるため、「継続的に」や「長期的な視点に立って」などの具体的な記述はしませんが包含されていると考えます。 ・ 条文の内容を端的に表すものとして、各条に見出しをつけます。その見出しを「市の責務」とすることにより、市が責務を有することを規定します。 ・ 文化芸術施策の推進のための体制については、個別の施策に対し、それぞれ有識者や文化芸術団体の意見を聴き、推進を図ります。庁内の体制については、各分野との横断的な体制を構築するため、庁内推進会議を設置する予定です。 ・ 基本施策については、市の文化芸術に関する施策について基本的な事項を示すものとして位置付けておりますので、具体的な取組については、条例制定後の文化芸術推進基本計画に記載し、総合的、計画的に施策を展開してまいります。
6	<p>条例の構成①基本理念の中で3項目目中の「醸成」、「旨として」、4項目目と6項目目中の「鑑み」、9項目中の「有機的」がお役所的な単語で一般的にはなじまないのではないかと。</p>	<p>ご意見の内容を尊重し、基本理念の規定について平易な文章になるよう検討します。</p>

7	<p>文化とは、人間が作り出したすべてのものであり、それは精神的なものであり、心を豊かにするものです。</p> <p>信仰の自由、宗教の自由を認める普通の「和歌山市」として、且つ偉人・先人をはじめとする先祖・先達によって築き上げてこられた誇りある歴史に基づいた文化芸術基本条例をお作りいただけますよう、切に希望します。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
8	<p>条例文全体は問題ないと思いますが、これに沿ってどう具体化していくのかが問題だと思います。</p> <p>また、教育の面から文化芸術の分野では遅れていると思います。条例文の文字で並べるのは簡単ですが、目先にとらわれず未来を生きる子供達の育成の為に何をすべきか考えていただきたいと思います。</p>	<p>今後の文化芸術施策を検討していく上での貴重なご意見として承ります。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の構成③基本施策の6項目中の「発表の機会の充実に」については「発表の機会の支援と充実に」としていただいたほうが積極的な文化芸術活動につながると考えます。 ・条例の構成①基本理念の3項目中の「環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮します」という文章は姿勢が曖昧で意志として弱く感じます。「環境を醸成し、文化芸術の発展を図ります」と簡潔にしてもよいのではないのでしょうか。せめて「発展を図るよう努めます」にしてください。 ・条例の構成①基本理念の1項目中にしてはですが「考慮します」という法律は方向性が弱く感じられます。内容にもよりますが、「考慮」よりも「推進」願いたいと思います。 ・条例の構成①基本理念の7項目中の「文化芸術に関する教育の重要性に鑑み」という文章ですが、「文化芸術と教育の相互関連性の 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発表の機会の充実に」の中に「支援」も含まれていると考えます。 ・ご意見の内容を尊重し、いただいたご意見は今後、条文を作成する際の参考とさせていただきます。 ・ご意見の内容を尊重し、いただいたご意見は今後、条文を作成する際の参考とさせていただきます。 ・当該項目については、子供全般を対象としており、文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、関係者の連携により施策が実施されるこ

	<p>重要さに鑑み」とした方が、文化芸術を学ぶ子供たちだけに言及しないで子供全般を対象とした理念に変わると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の構成①基本理念の2項目目中の「年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず」について（案）のまま作成していただきたいと思います。高齢者、障害者、経済的弱者・・・の方々との、時におろそかになりがちな連携が明確に理念に刻まれるよう希望します。 	<p>とを規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の内容を尊重し、いただいたご意見は今後、条文を作成する際の参考とさせていただきます。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の構成②役割の中で「劇場(ホール)」の項目が必要です。劇場は人々が生きる絆を形成するための地域の文化拠点であり、活力ある社会を構築するための大きな役割を担っています。 ・同じく条例の構成②役割の中で「事業者」とありますが、定義を明確にしてください。現在の市民会館を運営している文化スポーツ振興財団は「事業者」なのか、「興行団体」の行う催しのことを事業というのか。「事業者」ではなく「劇場(ホール)」ではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の構成③基本施策の3項目目において「文化芸術に関する施設の充実及び活用の促進に関する施策」を規定しており、いただいたご意見は、当該施策の一つとして包含されていると考えます。 ・「事業者」は本市において事業活動を行う者と考えます。公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団については本市において事業活動を行う者にあたるので、事業者と考えます。
11	<p>このたびの和歌山市文化芸術基本条例制定の趣旨に賛同する立場から、以下の意見を述べさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化活動は創造と鑑賞双方の働きがあつてこそ活性化するという視点を持っていただきたい。 ・幅広い文化活動を行政が制約・選別することがないように留意していただきたい。 ・文化施設の建設、運営については、市民の声を最大限取り入れていただきたい。 ・年度単位でなく長期的な文化政策の立案と施行をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の文化芸術施策を検討していく上での貴重なご意見として承ります。 ・今後の文化芸術施策を検討していく上での貴重なご意見として承ります。 ・今後の文化芸術施策を検討していく上での貴重なご意見として承ります。 ・今後の文化芸術施策を検討していく上での貴重なご意見として承ります。

<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興法、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律、和歌山県文化芸術振興条例の趣旨を踏まえつつ、和歌山市の文化行政の先進性を示せる条例を制定し、具体的な施策を講じていただきたい。 ・財政的な根拠を持つ施策を講じていただきたい。 ・「事業者」と「文化芸術団体」の定義、特に和歌山演劇鑑賞会のような市民による非営利の団体の位置づけを明確にしていきたい。 ・現在建設中の「市民会館（仮称）市民文化交流センター」を和歌山市の文化拠点として施設面運営面で整備する旨を明文化していただきたい。 ・文化というものは短期間では、また少数者だけでは成り立たないものだと私は考えます。また、多くの市民が主体的な文化活動を行うことが、和歌山市の文化レベルを高めることになると思います。今回の条例制定が和歌山市の文化行政のさらなる向上につながるようご尽力いただきたくことを望みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の文化芸術施策を検討していく上での貴重なご意見として承ります。 ・今後の文化芸術施策を検討していく上での貴重なご意見として承ります。 ・「事業者」は本市において事業活動を行う者と考えます。「文化芸術団体」は文化芸術基本法の規定を踏襲し、「文化芸術活動を行う団体」と考えます。市民による非営利の団体の位置づけについては活動状況が団体により様々なので一概に示すことはできません。 ・条例は、市の文化芸術施策の推進にあたっての基本的な考え方を示すものと位置付けておりますので、いただいたご意見は、今後、具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。 ・今後の文化芸術施策を検討していく上での貴重なご意見として承ります。
--	--

■ 受付期間後に提出のあった意見

1	本条例の早期制定を願います。条例の構成③基本施策の4項目目中「文化芸術に関する情報の収集、提供及び発信に関する施策」になるかと思いますが、文化振興課さまが県の機関や他県の機関、他団体とのハブ的存在で風通しの良いプラットフォームとなっただきたいと思えます。
2	具体的な文化芸術推進計画を作成されることを希望いたします。
3	高齢化社会と外国人の居住者増加という傾向を加味して次の点を強調する文面を取り入れたら如何でしょうか。 (1) 高齢者に新しい趣味を広め生活を豊かに出来るよう各団体等は努力する。 (2) グローバル化に伴い外国人居住者が増加されるのでそれらの方々と文化交流を通じお互いの理解を深めるよう各文化団体等は努力する。
4	今回の「和歌山市文化芸術基本条例」の制定に向けて、和歌山市がさらに「芸術・文化」に目を向けて頂けることはとても嬉しいです。 条例と基本理念は全くもって問題なく行き届いた条例と理念だと思います。 これらの条例と理念が実際に立ち上がり、和歌山で活動している文化、芸術の人々が活動できるよう反映していただきたいです。
5	和歌山市の児童文化に寄与して以来尊い歴史を重ねてきました。大変でした。でも子供の成長過程に必要な音楽を学ぶことの厳しさ、人間としての基本理念を大切に、企画をしてまいりました。色々と催しを重ねて参りました。
6	1. 基本条例の内容に問題はないと思われる。 2. 今後どのように各団体や学校へこの条例に関わった内容が実施されるかが不安である。 3. 2のことから条例によりどのような連携が行われるかの具体的な例がほしい。

上記意見についても、策定予定である「文化芸術推進基本計画」への反映を検討するとともに、今後、文化芸術施策に取り組んでいく上での参考にさせていただきます。